

中国新法令速報（2021年12月号）

2021年11月には、外商投資企業の生産経営に比較的大きな影響を及ぼしうる新たな規定が發布された。具体的に次のとおり紹介する。

規定の名称	《不動産開発企業資質管理規定》の改正に関する決定（意見募集稿）
発布機関	住宅及び都市農村建設部
発布日	2021年11月2日
内容の紹介	<p>当該改正は今のところ意見募集稿である。このうち、注目に値する内容は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 不動産開発企業の4つの資質等級（一、二、三、四）が2つの資質等級（一、二）に改められた。また、二級資質の人員に対する要求が大幅に緩和された。 2. 新設の不動産開発企業の届出に係る要求が削除された。 3. 資質の査定を申請する不動産開発企業は、政務サービスプラットフォームを通して申請を提出しなければならない。 4. 規定に違反した不動産開発企業に対して、これまで定められていた「資質証書の無効化、降級、取消し、罰金」等の処罰が「関連する法律規定に従い処理する」に改められた。

規定の名称	中国（上海）自由貿易試験区臨港新エリアにおける関係行政法規の規定の実施の暫時調整に同意することに関する認可回答
発布機関	国務院
発布日	2021年11月9日
内容の紹介	<p>2021年11月9日から2024年12月31日まで、中国（上海）自由貿易試験区臨港新エリアにおいて《中華人民共和国国際海運条例》及び《国内水路運送管理条例》の関係規定の実施を暫時調整し、具体的には次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中国（上海）自由貿易試験区臨港新エリア内で、条件を満たす外国、香港及びマカオの国際コンテナ定期船会社が、その全額出資又は持分支配する非五星旗の国際航行船舶を利用して、大連港、天津港又は青島港と上海港洋山港区との間で、上海港洋山港区を国際中継港とする対外貿易コンテナ沿海附帯業務試行を展開することについて許

	<p>可する。</p> <p>2. 国务院交通運輸主管部門は、輸送費の届出検査、定期船航路の届出及び情報化等の手段を通じて、沿海附帯業務に従事する船舶に対する管理を強化する。</p>
--	---

規定の名称	ネットワークデータセキュリティ管理条例 (意見募集稿)
発布機関	国家インターネット情報弁公室
発布日	2021 年 11 月 14 日
内容の紹介	<p>当該《条例》は、《ネットワークセキュリティ法》、《データセキュリティ法》、《個人情報保護法》等の法律法規に基づき制定された、これらの法律の執行方面における関連法規である。このうち、注目に値する革新的内容は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> データ処理者は、自動化ツール（例えばクローラ等）を採用してデータにアクセスし、又は収集する場合、ネットワークサービスの性能及び機能による影響を評価しなければならない。ネットワークサービスの正常な機能を妨害してはならない。 個人情報処理者は、集中展示等のユーザーのアクセスに便利な方法により、製品のサービスに組み込まれたすべての個人情報を収集する第三者コード及びプラグインの名称並びに各第三者コード及びプラグインが個人情報を収集する目的、方法、種類、頻度及びタイミングとその個人情報処理規則を説明しなければならない。 プラットフォームルール又はプライバシーポリシーの制定又はユーザーの権益に重大な影響を及ぼす改定について、インターネットプラットフォーム運営者は、その公式ウェブサイト及び個人情報保護に関連する業種協会のインターネットプラットフォームにおいて社会に向けて意見を公募しなければならない。意見募集期間は 30 営業日を下回ってはならず、ユーザーが手軽で十分に意見を表明できるよう確保しなければならない。 インターネットプラットフォーム運営者は、公衆に向けてインスタントメッセージャーサービスを提供する場合、国务院電信主管部門の規定に基づき、その他のインターネットプラットフォーム運営者のインスタントメッセージャーサービスにデータインターフェースを提供して、異なるインスタントメッセージャーサービス間におけるユーザーデータの相互通信を支持しなければならない。ユーザーによるその他のインターネットプラットフォームへのアクセス及びその他のインターネットプラットフォームへのファイル転送を正当な理由なく制限してはならない。

規定の名称	企業国外独占禁止コンプライアンス指針
発布機関	国家市場監督管理総局
発布日	2021年11月15日
内容の紹介	<p>当該《指針》は、中国国外で経營業務に従事する中国企業及び中国国内で経營業務に従事するけれども中国国外市場に影響を及ぼす可能性のある中国企業に適用される。《指針》は発布日から発効する。主たる内容は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 企業が国外の独占禁止コンプライアンスに関する管理制度、管理機構及びコミットメントメカニズムを構築することを奨励し、支持する。 2. 《指針》第三章では、企業の国外における独占禁止に係るコンプライアンスリスクの重点について提示及び説明が行われている。具体的には、独占禁止にかかわる主たる行為、独占的協定、市場支配的地位の濫用、経営者集中、国外の独占禁止に係る調査方式、国外の独占禁止調査への協力、国外の独占禁止調査における企業の権利、国外の独占禁止訴訟、国外の独占禁止リスクへの対応、適用される可能性がある救済措置及び独占禁止の法的責任が含まれている。 3. 《指針》第四章では、企業の国外における独占禁止に係るコンプライアンスリスクの管理について説明が行われている。具体的には、国外の独占禁止リスクの識別、国外の独占禁止リスクの評価、企業従業員のリスク等級評価、国外の独占禁止コンプライアンス報告、国外の独占禁止に係るコンプライアンスのコンサルティング、国外の独占禁止コンプライアンス審査、国外の独占禁止コンプライアンス研修及び独占禁止リスクを防止するその他の具体的措置が含まれている。

規定の名称	特許権質権設定登記弁法
発布機関	国家知的財産権局
発布日	2021年11月15日
内容の紹介	<p>当該《弁法》は、《特許法》等の法律法規に基づき制定され、発布日から発効する。注目に値する内容は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 質権設定者と質権者は、共同で国家知的財産権局に対し特許権質権設定登記を行わなければならない。特許権の質権は、国家知的財産権局の登記時に設定される。 2. 中国に常居所又は営業所のない外国人、外国企業又は外国のその他の組織は、特許権質権設定登記手続を行う場合には、法により設立された特許代理機構に委託して処理

	<p>させなければならない。中国の単位又は個人は、特許権質権設定登記手続を行う場合には、法により設立された特許権代理機構に委託して処理させることができる。</p> <p>3. 特許権質権設定登記を申請する場合、当事者は、国家知的財産権局に対し次の各号に掲げる文書を提出しなければならない。</p> <p>(一) 質権設定者と質権者が共同で署名し又は捺印した特許権質権設定登記申請表</p> <p>(二) 特許権質権設定契約</p> <p>(三) 双方当事者の身分証明又は当事者が署名した関連誓約書</p> <p>(四) 代理に委託する場合の、委託権限を明記した委託書</p> <p>(五) 提供が必要なその他の資料</p> <p>特許権について資産評価を経ている場合には、当事者は、さらに資産評価報告を提出しなければならない。</p>
--	---

規定の名称	《化粧品生産経営監督管理弁法》の貫徹執行に関する事項に関する公告
発布機関	国家薬品监督管理局
発布日	2021年11月26日
内容の紹介	<p>《化粧品生産経営監督管理弁法》は、2022年1月1日から施行される。国薬監局は、当該《弁法》の一部事項の貫徹執行について公告を行った。このうち、注目に値する内容は次のとおりである。</p> <p>1. 化粧品生産許可関連</p> <p>2022年1月1日から、化粧品生産許可と許可証の変更及び延長を新たに手続する場合には、《弁法》の規定により実行する。これより前に既に取得した化粧品生産許可証については、有効期間内は継続して有効であり、子供用スキンケア類及び目元スキンケア類の化粧品生産条件を具備しているけれども生産許可証の生産許可プロジェクトに特別に表記していない場合には、2022年7月1日までに新たなバージョンの化粧品生産許可証に変更しなければならない。</p> <p>2. 化粧品の登録者及び届出者のサンプル保管義務</p> <p>《弁法》の規定により、化粧品の登録者及び届出者は、2022年1月1日以降に生産する製品についてロット毎にサンプルを保管し、かつ記録しなければならない。保管するサンプルについては、オリジナルの販売包装を保持し、かつ数量が製品品質検査の要求を満たさなければならない。化粧品の生産を委託する場合には、受託生産企業も、規定に従いサンプルを保管し、かつ記録しなければならない。国外の化粧品登録</p>

	<p>者及び届出者は、自らが中国に輸入する製品についてロット毎にサンプルを保管し、サンプルと記録についてその国内の責任者に保管させなければならない。</p> <p>3. 化粧品の集中取引市場及び展示販売会の開催者の資料ファイル作成及び報告義務</p> <p>2022年1月1日から、化粧品集中取引市場の開設者及び展示販売会の開催者は、2022年1月1日以降に入場する化粧品経営者について資料ファイルを作成しなければならない。2022年1月1日から、化粧品の展示販売会の開催者は、展示販売会の開催前に、所在地の県級の薬品監督管理に責任を負う部門に対し展示販売会の日時、場所等の基本情報を報告しなければならない。</p>
--	---

規定の名称	インターネット広告管理弁法（意見公募稿）
発布機関	国家市場監督管理総局
発布日	2021年11月26日
内容の紹介	<p>当該弁法は、《広告法》等の法律に基づき制定され、発布日から発効する。注目に値する内容は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> インターネットを利用して処方薬及びたばこの広告を掲出してはならない インターネット媒介を通じて、価格競争のランキング、ニュース、経験共有、消費評価等の形式又はショッピングリンクを付加したその他の形式によって商品又はサービスを販売促進する場合には、「広告」と目立つように表記しなければならない 起動再生、動画挿入、ポップアップ等の形式によって掲出するインターネット広告については、クローズマークを目立つように表記し、ワンクリックでクローズするよう確保しなければならない。欺罔的又は誤導的方式でユーザーが広告をクリックするよう仕向けてはならない。 インターネットを利用して小中学校及び幼稚園向けの校外研修広告を掲出してはならない。 未成年向けのウェブサイト、ウェブページ、インターネットアプリ等のインターネット媒介を利用して医療、薬品、健康食品、医療機器、化粧品、酒類及び美容の広告並びに未成年の身心の健康に有害なネットワークゲームの広告を掲出してはならない。 ユーザーの同意又は要求を経ないで、ユーザーの送信する電子メール又はインターネットのインスタントメッセージ情報の中に広告又は広告リンクを付加してはならず、ユーザーの交通手段、ナビゲーション装置、スマート家電等に対してインターネット広告を送信してはならない。

	7. ユーザーが行政サービスのウェブサイト及び関連アプリケーションを検索する際に広告を挿入してはならない。
--	---

規定の名称	事前包装食品販売のみの届出に関する事項に関する公告
発布機関	国家市場監督管理総局
発布日	2021年11月29日
内容の紹介	<p>当該規定は、2021年4月29日に新たに改正された《食品安全法》第35条の規定及び「証照分離」改革の要求を貫徹して遂行することを目的としている。注目に値する内容は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 事前包装食品の販売のみに従事する食品経営者は、市場主体登記登録を行う際に、同時に《事前包装食品販売のみの経営者の届出情報収集表》を提出し、事前包装食品販売のみの届出を一括で行う。 事前包装食品の販売のみに従事する食品経営者は、販売する食品の品種、数量等に相応しい経営条件を具備しなければならない。異なる市場主体は、一般に、同一の経営場所を使用して事前包装食品の販売のみの経営活動に従事してはならない。 届出情報に変化が発生した場合には、変化が発生した日から15営業日以内に、市場監管部門に対し《事前包装食品販売のみの経営者の届出情報変更表》を提出して届出情報変更を行わなければならない。食品経営活動を終了する場合は、経営活動終了日から15営業日以内に、以前に届け出た市場監管部門に対し届出取消しの手続をしなければならない。

規定の名称	食品中に添加された可能性のある非食用物質リスト管理規定（意見募集稿）
発布機関	国家市場監督管理総局
発布日	2021年11月30日
内容の紹介	<p>当該規定は今のところ意見募集稿であり、発布日から発効する。注目に値する内容は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 発見した食品中に添加された可能性のある非食用物質について、市場監管総局は、国家衛生健康委員会等の部門と共同で非食用物質リスト及びその検出方法を制定し、及び公表する。 食品中に添加された可能性のある非食用物質リストに組み入れる物質は、次の各号に

	<p>掲げる要求に同時に満たしていなければならない。</p> <p>(一) 当該物質が有毒・有害であり、かつ人体の健康に危害を及ぼす可能性があることを証明する明確な科学的データがあること。</p> <p>(二) 経済的利益のために食品中に違法に添加されたものであること。</p> <p>3. 次の各号に掲げる事由に該当する物質は、これを非食用物質リストに組み入れない。</p> <p>(一) 我が国の法律又は法規がすでに明確に食品中に添加し又は使用することを禁止している物質。国务院関係部門が使用禁止を公告した農薬、動物用医薬品その他の有毒及び有害物質等を含むがこれらに限らない。</p> <p>(二) 食品安全基準又は関連する規範性文書中に規定されている物質</p> <p>(三) 環境汚染により又は食品の原料に自然に混入している物質</p>
--	--

以上

免責文言: 本ニュースレターは情報提供目的で作成されており、何ら法的助言を構成するものではありません。また、本ニュースレターは発行日(作成日)時点の情報に基づいており、その時点より後の情報は反映されていないことにご留意ください。

文責: 水野海峰、巖海忠、仇海珍